

鎌倉総第2819号

平成29年12月14日

鎌倉市議会議長

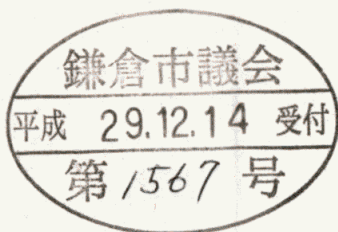
山田直人様

鎌倉市長 松尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第2号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (都市整備部 道水路管理課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第2号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

長谷五丁目 426 番 3 付近において、市道 029015 線上に設置されている工作物（別紙写真の階段）の処置をどうするのか。

普通財産の中に設置された道路の通行や土地管理等についてどうするのか。

### 2 質問の理由

普通財産の防災工事にもかかわらず、別紙写真の通り完成した現地は誰が見ても道路として今後上部地の利用に向けた整備を行った工事であることは明白である。

この承認工事は特定の個人の利益の為に行政が土地を提供したものと思わざるをえないが、市の管理地内に道路認定されていない人及び車の利用に供する道路があるので、その事によって事故など問題が発生した時の責任を明確にするため。

### 3 答弁

御指摘の階段については、当初のものはどのような経過で造られたかは不明ですが、平成 21 年に市道 029-016 号線の上部の土地所有者から路肩補強の自費工事申請がなされ、工事が行われて構造物が帰属された経過があります。

市道 029-015 号線については、道路としての機能が長い期間失われており、通行者もほとんどいなかったところです。

平成 28 年 10 月頃から、特定の市民が草刈や地均しを行った結果として、当該階段が市道を分断するような状況が顕在化しておりますが、現状でも通行者がほとんどいないことを踏まえ、市道 029-015 号線のあり方を検討してまいります。

また、普通財産の中に設置された道路状の部分については、防災工事として整備されたものであるため道路認定は行いませんが、利用者の通行を認め、今後、道路管理者として土地管理を行ないます。